第２　施策の基本的方向（体系）

施策の基本方向	施策の方向	具体的施策
１．男女共同参画による社会の活性化	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	①審議会等委員等への女性の参画促進 ②大阪府職員・教員等における女性の登用の促進 ③企業等における女性の登用の促進 ④理工系分野等の女性人材の育成 ⑤医療分野における女性の参画の拡大 ⑥NPO など地域で活動する組織等への女性の参画の促進
	(2) 大阪の大都市圏の魅力や国際性を活かした男女共同参画	①女性や子育て世帯等に魅力あるまちづくり ②女性起業家等への支援 ③グローバル化の進展の中での多文化共生をめざす男女共同参画の推進
２．仕事と生活の調和の推進	(1) 男女とも仕事と生活の調和を図り、心豊かな生き方ができる環境の整備	①働き方の見直しと働き続けやすい職場環境整備の取組促進 ②出産・子育てのための退職後の再就職の支援 ③男女雇用機会均等の更なる推進 ④多様な働き方への支援
	(2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援	①子育てと仕事が両立できるよう保育所等の環境整備の促進 ②地域における子育て支援策の充実 ③子どもの保健・医療の推進
	(3) 生涯を通じた男女の健康支援	①生涯を通じた男女の健康の保持増進等 ア　生涯を通じた男女の健康の保持増進　イ　性に関する適切な情報の提供と性教育の推進 ②ライフステージに応じた健康対策の推進 ア　思春期における保健対策の推進　イ　妊娠・出産等に関する健康支援 ウ　成人期・高齢期における健康づくりの推進　エ　薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進 ③働く男女の健康管理対策の推進
３．セーフティネットの充実	(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	①女性に対する暴力を許さない社会の形成に向けた啓発等の推進 ②女性に対する暴力を許さない社会の形成に向けた取組の推進 ア　配偶者等からの暴力（ＤＶ）への対策の推進　イ　性犯罪への対策の推進 ウ　買売春・人身取引への対策の推進　エ　ストーカー行為等への対策の推進 オ　セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 ③国際的な女性を取り巻く課題の周知啓発 ④女性の人権を尊重した表現の推進
	(2) 様々な困難を抱える男女や高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	①困難な状況に置かれた人々の課題解決のための支援の強化 ②ひとり親家庭や障がい児への支援　③子育て家庭の経済的負担の軽減 ④高齢者・障がい者福祉の充実及び就業促進 ア　高齢者福祉の充実及び就業促進　イ　障がい者福祉の充実及び就労支援 ⑤高齢者・障がい者が暮らしやすいまちづくり ⑥女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等への対応
４．女性も男性もだれもが共感できる男女共同参画	(1) 男性、子どもにとっての男女共同参画に向けた取組の推進	①子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進 ア　男女平等を進める教育・学習の推進 イ　家庭・地域等における男女平等に関する教育・学習の推進 ②子どもの安全･安心に向けた取組の充実 ア　児童虐待等への対応　イ　子どもの安全・安心の確保 ③男性にとっての男女共同参画の推進
	(2) 男女共同参画の理解の促進	①身近な問題として、理解と共感を広げる取組の推進 ②企業経営者やオピニオンリーダー層の意識啓発 ③多様な選択を可能とする教育・学習機会の確保 ア　自己実現を可能にする学習機会の確保 イ　女性のエンパワーメントとチャレンジのための能力開発、学習機会の充実 ④メディアを活用した男女共同参画の推進 ⑤男女共同参画に関わる調査・研究、情報の収集・提供
５．地域力アップへの支援	(1) 地域の「元気力」アップ	①地域における男女共同参画推進の基盤づくり ②地域活動が行われている場を活用した男女共同参画の推進